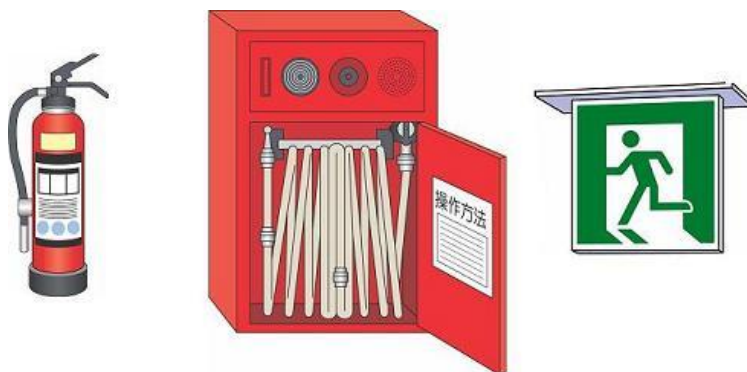


その消火器…点検してありますか？ 使えますか？

消防用設備等 点検報告制度について



防火対象物の関係者(所有者・管理者・占有者)は、

『消防法に基づき設置された消防用設備等を、

定期的に点検し、その結果を1年に1回、消防長又は消防署長

に報告すること。』が義務付けられています。 (消防法第17条の3の3)



消防法による罰則 (消防法第44条 第45条)

- 消防法第17条の3の3(消防用設備等の点検及び報告)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、30万円以下の罰金または拘留
- その法人に対しても30万円以下の罰金

消防用設備の一例

消火するために

消火設備

- 消火器及び簡易消火器具
- 屋内消火栓設備
- スプリンクラー設備
- 屋外消火栓設備 など



早く発見するために

警報設備

- 自動火災報知設備
- ガス漏れ火災報知設備
- 漏電火災警報器
- 消防機関へ通報する火災報知設備 など



避難するために

避難設備

- 避難はしご
- 救助袋
- 誘導灯
- 緩降機
- 誘導標識
- など



詳しくは裏面をご覧ください。

点検・報告はなぜ必要？

平常時に使用することがない消防用設備は、いざという時に確実に作動し機能を発揮するかどうかを、日頃から確認しておくことが重要です。

このため、消防法では、消防用設備等の定期的な点検と消防機関への報告を含め適正な維持管理を義務付けています。

また、点検を実施する者は、防火対象物の規模や用途により**消防設備士**、又は**消防設備点検資格者**が実施するよう定められています。

なお、小規模の防火対象物については資格者が実施する規定はありませんが、告示で定められた点検基準に基づいて点検を実施する必要があるため、専門的な知識と専用の工具、点検機器の準備が必要となります。消防本部としましては、確実な点検のため有資格者（消防設備士又は消防設備点検資格者）に依頼することをお勧めしております。

消防用設備等の点検業者について

茨城県消防設備協会（029-226-9611）等で運用されている『消防用設備等点検済表示制度』があります。

この制度で認可された点検業者（**表示登録会員**）は、適正・適格な点検を実施していると認められた点検業者であるため、点検業者を選ぶ際は参考にして下さい。



表示登録会員が点検し、機能が正常である証（ラベル）

点検の流れ

事前に行うこと

- 1 点検業者と日時、手順等を打合せます。
- 2 建物内の人々や利用者に点検の実施予定を知らせます。

点検時に行うこと

- 1 点検実施者が点検に必要な資格を有しているか、免状を確認します。
- 2 立ち会って、適正な点検が行われているか確認します。

終了時に行うこと

- 1 消防用設備等が正常な状態に復元されていることを確認します。
- 2 点検票等に正しく記入されているかを確認します。
※消防用設備に不良箇所があった場合には、すみやかに改修します。
- 3 点検結果報告書は、（報告後）維持台帳に保管します。

点検結果報告書の作成と報告先（1年に1回報告が必要です。）

- 1 点検結果を記入した点検結果報告書及び点検票を2部（正本・副本）作成します。
- 2 最寄りの消防署受付窓口で、予防係に報告してください。
石岡消防署 予防係 石岡市石岡一丁目2番地18 電話 0299(23)0119
八郷消防署 予防係 石岡市柿岡291番地 電話 0299(43)6491

その他、消防用設備等点検報告制度について、ご不明な点がございましたら、石岡市消防本部予防課にご相談ください。

石岡市消防本部 予防課 石岡市石岡一丁目2番地18
電話:0299(27)6125